

楽器レンタル契約書（新規・延長）

年 月 日

(甲)
氏名： _____ 印
住所： _____
電話： _____
メール： _____

(乙)
〒120-0034
東京都足立区千住 1-4-1 東京芸術センター1110
キットバイオリン教室
中井 里
Tel. 03-6806-2203
Fax. 03-6806-2224
info@trymaking.com

第1条（レンタル物件）

乙は以下の楽器およびオプション品等（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借します。

物件

第2条（レンタル期間）

レンタル期間	年 月 日 から 年 月 日 まで（ ヶ月間）
--------	-------------------------

第3条（料金とお支払い）

レンタル料金	楽器	
	オプション	
初期費用		
合計		

レンタル開始時に、甲はレンタル料金および初期費用を乙に支払うものとします。

第4条（物件の消耗品）

レンタル期間中の消耗品の交換は、甲が自己の費用で行うものとします。

【消耗品】弦、弓の毛、チューナー電池（オプションで選択したとき）

第5条（レンタル期間の延長）

甲はレンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了日の1週間前までに乙に申し出るものとします。ただし、乙の事情により延長の対応が出来ない場合があります。

第6条（物件の返却）

- レンタル契約が終了したときは、甲は物件を1週間以内に乙に返却するものとします。
- 甲の都合により物件の返却が遅れた場合、甲は、乙が定める超過料金を乙に支払うものとします。

第7条（物件の滅失・毀損）

- 物件の引渡しから返却までに物件が滅失または毀損したときは、甲は乙にその旨を連絡し、乙の指示

に従います。甲は乙に対して代替品の購入代金または修理代金の相当額を支払うものとします。

2. 前項について、通常使用に基づく小傷や汚れは対象外です。物件の使用に支障をきたす損傷、および著しい外見の損傷等は対象となります。

【毀損例】楽器の割れ、ネックの折れ、弓の折れ、楽器本体やケースへの落書きやペインティング、駒や糸巻き、テールピースの破損や紛失 等

第8条（届出事項）

甲は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスが変更となった場合には、乙に対して直ちにその旨を届け出るものとします。

第9条（禁止事項）

甲は以下の行為をしてはならないものとします。

1. 物件を第三者に販売、譲渡、転貸すること、またはそれに順ずる行為
2. 物件の改造、分解、修理、消耗品以外の部品交換を行うこと

第10条（中途解約）

甲はレンタル期間中であっても乙の許可を得て解約することができます。この場合、乙は、甲がすでに支払ったレンタル料金から使用月数分のレンタル料金を除いた残期間分の料金を甲に返還します。

第11条（契約の解除）

1. 甲が以下の一つにでも該当したときは、乙は通知のみによりレンタル契約を解除できるものとします。
 - (1) レンタル料金の支払を一回でも怠ったとき
 - (2) 虚偽の記載や通知があったとき
 - (3) このレンタル契約の条項の一にでも違反したとき
2. 前項に基づき、レンタル契約が解除されたときは、甲は直ちに物件を乙に返却し、併せてレンタル契約に基づく一切の債務を乙に支払い、その他乙に損害のある場合はこれを賠償します。

第12条（免責事項）

甲が本物件によって第三者に損害を与えたときは、甲の責任と負担で解決し、乙はその責を負わないものとします。

第13条（合意管轄）

本契約に関する訴訟および調停の管轄裁判所は、東京簡易裁判所、または東京地方裁判所とします。

以 上